

新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例施行規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条から第26条まで 略  <u>(資源・ごみ集積所)</u></p> <p>第26条の2 <u>条例第41条(条例第53条及び第56条において準用する場合を含む。)</u>に規定する<u>場所(以下「資源・ごみ集積所」という。)</u>は、<u>これを利用しようとする条例第41条第1項に規定する占有者(区長が別に定めるものを含む。以下「占有者等」という。)</u>の協議により定めるものとする。</p> <p>2 <u>占有者等は、前項の規定により資源・ごみ集積所を定めようとするときは、あらかじめ、新宿区資源・ごみ集積所確認申出書(第6号様式の2)を区長に提出し、次項に定める基準に適合する旨の確認を受けるものとする。</u></p> <p>3 <u>資源・ごみ集積所の基準は、次のとおりとする。ただし、区長は、土地又は建物の状況その他の理由によりこれらの基準を適用することが困難であると認めるときは、別に基準を定めることができる。</u></p> <p>(1) <u>2棟以上(集合住宅にあっては、1棟以上)で共同して利用するものであること。</u></p> <p>(2) <u>清掃車両が通行できる道路に面する敷地内の水平な場所であること。</u></p> <p>(3) <u>道路交通法(昭和35年法律第105号)その他関係法令に抵触しないこと。</u></p> <p>(4) <u>その他区長が必要と認める基準</u></p> <p>4 <u>前3項の規定にかかわらず、区長は、特に必要があると認めるときは、資源・ごみ集積所を定めることができる。</u></p> <p>5 <u>前各項に定めるもののほか、資源・ごみ集積所に関し必要な事項は、区長が別に定める。</u></p> <p>第6号様式の2 <u>別紙のとおり</u></p>	<p>第1条から第26条まで 略  <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例（平成11年新宿区条例第51号）第39条第1項に規定する一般廃棄物処理計画に基づき家庭廃棄物、事業系一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出すべき所とされている場所については、この規則による改正後の第26条の2第1項又は第4項の規定により定められた同条第1項に規定する資源・ごみ集積所とみなす。